

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。 礼。 御着席ください。
寺 井 克 之 会 長	只今より、第 276 回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には小野地区の和田委員と、堀江地区の井上委員のお二人にお願いをいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 9 号までの 9 件の議案が提出されております。 それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、議案第 1 号と議案第 2 号をご報告いたします。 令和 8 年 5 月 28 日から令和 8 年 6 月 26 日までに専決処理した案件は第 1 号議案の 4 条届出が 9 件、第 2 号議案の 5 条届出が 12 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 引き続き、議案第 3 号をご報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 2 番、本件は、農地法第 3 条許可により、平成 14 年 3 月 4 日に設定された賃借権です。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。 なお、解約後は第三者に貸し付ける予定としており、後日申請予定です。 3 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので離作補償は無いとしております。 なお、解約後は第三者に贈与する予定としており、後日申請予定です。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認をいたします。 次に、議案第 4 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、議案内容をご説明いたします。 お手元に審査基準 1 号から 6 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せてご覧ください。 まず、本総会でご審議いただく新規農業の案件ご説明いたします。 5 ページ、3 番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得し、新たに農業経

	営を始めたいとしております。 本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。 続きまして、その他の案件をご説明します。 1 番、譲受人は、農地約 108 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 2 番、譲受人は、農地約 114 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番は先ほど説明した新規農業の案件でございます。 4 番、譲受人は、農地約 7 アールを耕作する農家でございます。 この度、借受けている申請地を取得し、自作地として農業に精進するとしています。 5 番、6 番、7 番は関連する案件ですので、一括してご説明します。 5 番、6 番の譲受人は、農地約 9 アールを耕作する農家でございます。また、7 番の譲受人は、農地約 14 アールを耕作する農家でございます。この度、交換及び売買により、申請地をそれぞれ取得するものでございます。 8 番 9 番も関連する案件ですので、一括してご説明します。 8 番、譲受人は、農地約 27 アールを耕作する農家でございます。また 9 番の譲受人は、農地約 18 アールを耕作する農家でございます。 この度、それぞれの申請地を交換するものでございます。 10 番、11 番は譲受人が同一ですので、一括してご説明します。 10 番、11 番の譲受人は、農地約 379 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 52 アールを耕作する農地所有適格法人でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番は取下げとなりました。 14 番、譲受人は、農地約 63 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 15 番、譲受人は、農地約 472 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 16 番、譲受人は、農地約 49 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 34 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 18 番、譲受人は、農地約 166 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、続きまして地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件は 1 件で、3 番であります。 3 番の所在地は浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いいたします。
阿 部 和 孝 委 員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、南高井町にお住まいで、この度、自宅に隣接する農地を取得し、新規に農業経営を始めるものでございます。 譲受人は以前から農業に関心があり、この度の申請地にて既に農業を手伝っていましたが、所有者が高齢であることから、譲り受けをすることになりました。 今回、申請に及んだもので農業に対する意欲も見受けられたことから、これを了承しました。 なお、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。

寺 井 克 之 会 長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認をいたします。 次に、議案第５号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
船 草 康 司 次 長	それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、市内循環器科クリニックに勤務する勤務医です。 今般、地域医療の充実を目的として、本申請地を取得し循環器科内科・心臓血管外科を専門とする診療所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みで ございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に 近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と 判断されます。 ２番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計 画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある 第１種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ない と判断されます。 また、本件は優良農地の転用であり、今月 17 日に開催される愛媛県農業会議の意見 を聴く必要があります。 ３番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計 画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に 近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と 判断されます。 以上でございます。 今後の生活資金を確保するため、申請地を取得し、54 台分の貸露天駐車場として転用 したいと申請に及んだもので、既に過半数以上の予約を近隣の事業者や店舗等へ勤務す る方からもらっています。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に 近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と 判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委 員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては県許可分ではありますが、２番は、優良農地の案件であ るため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付をいたします。

越 智 徹 主 査	次に、議案第 8 号 6 議題といたします。 事務局から説明をいたします。 説明に入る前にご報告がございます。 前回第 275 回総会議案第 8 号 5 番の案件について、松山市が認可する前に譲渡人譲受人双方より取下げしたいとの申出があり、取下げ書の提出がありました。 これにより、取下げとなりましたのでご報告いたします。 また、申し訳ありません、訂正がございますのでご説明いたします。12 ページをお開きください。 一番左の番号が 1 から始まっておりますが、正しくは 12 番からになります。 その後の 2 番は 13 番、3 番は 14 番、4 番は 15 番となります。 申し訳ありません。 最後に、目次をお開きください。 議案第 6 号本議案の件数が 11 件となっておりますが、正しくは 15 件となりますので、申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。 それではご説明いたします。 本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、利用権設定、所有権移転及び権利移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。 まず、9 ページからの利用権設定に関するものが 10 件、次に 11 ページの所有権移転に関するものが 1 件、最後に 12 ページからの権利移転に関するものが 4 件ございます。 9 ページ 1 番の譲受人は約 45 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 2 番の譲受人は約 207 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 3 番の譲受人は約 105 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 4 番の譲受人は約 51 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 5 番、10 ページ 8 番の譲受人は約 68 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 6 番、7 番、9 番の譲受人は約 166 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 10 番の譲受人は約 188 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 11 ページは所有権移転になります。 11 番の譲受人は約 93 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 12 ページからは権利移転になります。 12 番から 14 ページ 15 番までの案件は、全て利用権設定がされた農地を、農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められております。 なお、転貸することについて意見を求められた農地は全部で 21 筆、総面積 2 万 7,075 ㎡で、設定されている権利は全て賃借権です。 今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 賃借権等の権利の開始は令和 8 年 9 月 1 日の予定です。 ただ、9 ページ 4 番は対象地が地域計画区域外ですので、そのため、本総会で承認され、意見を返した後、農地中間管理機構がホームページ上で意見を求めた上で使用貸借権が設定されるものになります。 また、所有権移転の移転時期は令和 8 年 8 月 31 日の予定です。 所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買
-----------	---

寺井克之会長	い手に所有権移転を行うものです。 また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこうなっております。 御審議のほどよろしくをお願いします。 以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し適格者である旨の証明書を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の相続人は、これまで農業に従事していたとは言い難いものでしたが、今回、被相続人から農地等を相続したことで、今後は自分が責任をもって農業経営を行いますと誓約書の提出があり、また、地元委員の副申書も添付されました。 このことから、今後は農地が適正に耕作されるものと見込まれます。 なお、適正に耕作されていない場合には、利用意向調査に付し、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を発行する際に厳正に対処したいと思います。 以上でございます。 御審議のほど、よろしく願いいたします。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは御説明いたします。 農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地につきましては、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。

寺井克之会長	今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は8件、20筆です。 すべての筆において、耕作されている農地か草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地でした。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
山岡美明副主幹	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
寺井克之会長	それではご報告致します。 令和8年5月28日から、令和8年6月26日までに、専決処理した案件は15件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
越智徹主査	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 これにて、本日の提出議案9件の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あれば。 私から、2点連絡事項がございます。 1点目は、5月29日の総会で説明した事項の訂正がございます。お手元にお配りしております第274回農業委員会総会資料の修正についてをご用意ください。 修正内容について説明させていただきます。修正するところには二重枠にし、マーカーを入れております。 ページ番号3の遊休農地の解消実績面積が4.1ヘクタールになります。こちらは、当初0.8ヘクタールとしておりましたが、昨年度から始まった農地再生チャレンジ支援事業の解消分が抜けておりました その結果、達成状況は341.7%となります。これにより、農業委員会の点検結果の評語は目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたになります。 ページ番号4の新規参入者への貸付した農地の面積が0.2ヘクタールとなります。 当初0.0ヘクタールとしておりましたが、こちらでも再生チャレンジ支援事業により新規就農者への貸付があり、それが加算されます。 その結果、その下の達成状況は12.5%になります。 ページ番号6の2農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数が実際には171件でした。 また、うち許可の件数も171件となります。 ページ番号7の令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検結果別紙様式4

	をご覧ください。 先程説明した結果を反映させるため、1 最適化活動の成果目標（2）遊休農地の解消等緑区分解消面積が 4.1 ヘクタールになり、（3）新規参入の促進実績 0.2 ヘクタールとなります。 以上が修正内容となります。 2 点目は改選についてです。 7 月 13 日の市議会最終日に、農業委員の改選に伴う人事案件が審議されます。その後、7 月 21 日午後に市役所本館 11 階大会議室で、市長から辞令書が交付され、引き続き農業委員総会を行ないます。 また、7 月 31 日午後に同じく 11 階大会議室で農地利用最適化推進委員の委嘱式及び委員研修会を行います。 まだ、改選について同意や承認がないので、お伝えすることはできませんが、推薦や応募をされている方は予定を空けておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。 さて、本日の総会が現在の農業委員で開催する最後の総会になります。 退任される方におかれましては、長きに渡り、農業委員会活動にご尽力いただき、本当にありがとうございました。 退任はされますが、関りが無くなるものではございませんので、今後も農業委員会活動にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。 最後になりますが、今後の皆様の益々のご活躍を職員一同願っております。本当にありがとうございました。 以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上事務局から説明が行われました。 先日行われました 5 月 29 日の総会の資料において修正がございましたので、持ち帰りの分の修正を願えたらと思います。 それが正となりますので。 今後ともよろしくお願いいたします。 また、今日が本任期限りの農業委員さん推進委員さんでは最後の会となります。今後とも本市農政へのご協力のほど、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。 どうもありがとうございました。
渡 部 純 三 局 長	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 御起立を願います。礼。 午前 10 時 55 分閉会